

京都市の取組状況について

1 配食サービス助成事業におけるモデル事業について

京都市では、平成12年度から本市独自の事業として配食サービス（月～金，昼食）を実施しており、平成16年度までの5箇年計画で、利用登録者数約4,000人を目標にサービス供給量の拡大を図っているところであるが、平成15年10月から新たに土・日の配食サービス（昼食）をモデル事業として開始した。

(1) モデル事業の目的

身体状況等により、現行の配食サービスに加え、土・日の配食が必要な対象者に対してサービスを提供し、対象者数や実施効果等の調査を行う。

(2) モデル事業の実施主体（助成先）

（福）京都市社会福祉協議会

(3) モデル事業対象者

現在、本市の配食サービスの提供を受けている利用者の内、次の各号のいずれにも該当する単身高齢者又は高齢者のみで構成される世帯

- ① 介護保険法において要介護3以上と認定され、かつ週7日の安否確認が必要な方
- ② 身体状況等の理由により、週7日間、配食サービスあるいは公的サービス（デイサービス、ヘルパー派遣等）を受けて食事を確保する必要がある方
- ③ 介護保険料の所得段階区分が第1段階又は第2段階の方

(4) モデル事業実施施設等

当面、市内5箇所の配食実施施設（＊）において、合計100名を対象にモデル配食サービス（土・日の昼食）を実施。

＊

行政区	施設名
北 区	原谷こぶしの里デイサービスセンター
左京区	市原寮老人デイサービスセンター
南 区	吉祥ホームデイサービスセンター
右京区	健光園デイサービスセンター
伏見区	ももやまデイサービスセンター

(5) 利用者負担額

1食当たり400円

2 介護保険における住宅改修費の支給に係る改善について

(1) 介護保険における住宅改修費の受領委任払い制度の実施及び事前承認制度の導入（平成15年10月から実施）

介護保険における住宅改修費の支給については、制度上、「償還払い」（改修工事を行った被保険者が、いったん工事費用全額を支払った後、工事完了後の申請・審査を経て介護保険対象工事に要した費用の9割が支給される）となっており、一時的な個人負担が課題であった。

そのため、京都市では、被保険者の一時的な負担を軽減し、制度をより利用しやすくするため、新たに「受領委任払い制度」を開始した。

これにより、介護保険の住宅改修の利用者は、償還払いと受領委任払いのいずれかを選択することができるようになった。

【参考】実施状況

	事前承認申請件数	支給決定件数	償還払い件数
平成15年10月	46	11	495
平成15年11月	51	19	446

(2) 介護保険における住宅改修費支給に係る実地調査の実施（平成15年10月から実施）

介護保険における住宅改修費支給の一層の適正化を図るため、従来の書類審査に加えて、支給決定前に委託による実地調査を実施（委託先：㈱京都すまいづくりセンター）、調査結果を踏まえて支給決定を行なう。（平成16年度以降の実施については未定。）

【参考】実施状況

	実地調査実施件数	指摘件数（減額決定の内数）
平成15年10月	20	6（2）
平成15年11月	20	5（4）

「指摘例」：「工事費が製品価格から比較して高すぎる」、「保険給付外となる工事が申請金額に含まれている」、「手すりの取付位置が不適当」、「段差解消において、工事目的が達成されていない。」

3 平成15年度京都市介護サービス評価事業の実施について

(1)事業の目的

介護保険制度では、サービス事業者自らが提供するサービスの質の評価を行い、その改善に努め、利用者の立場に立ってサービスを提供することが義務付けられているが、利用者が自分のニーズに合ったサービスを提供する事業者を選ぶためには、評価された内容が情報として公開される必要がある。そのため、本市では、平成12年度から「京都市介護サービス評価事業」を実施している。

この事業は、事業者及び利用者又は家族が、事業者の提供するサービスを評価し、それを公表することによって、市民の選択性の向上に寄与し、併せてサービスの質的向上を図るものである。

(2)本年度の評価事業実施に係る変更点

国の介護サービスの運営に関する基準が平成15年4月に改正されたことを踏まえて評価項目を改訂した。

なお、実施内容については、「介護サービスの質的向上ワーキンググループ」において協議をいただいた。

【参考】第1回介護サービスの質的向上ワーキンググループ委員意見概要

(平成15年10月16日開催)

本年度事業について

- 事業所の管理者だけでなく、「管理者を含めた合議の上」で自己評価を行なうよう、明記すべき。
- このような評価が行われていることを初めて知った。評価事業の実施や、その成果を市民に広く伝える方策を検討すべき。
- 事業者が評価事業へ参加したことを証明する等、利用者にPRできるようにしてはどうか。
- 事業者が積極的に評価事業に参加できるように、評価を受けることによって、事業者にどのようなメリットがあるのかを明確にすべき。

第三者評価について

- 国、府、市と評価機関が異なることによって評価結果が変わってくることもありうる。評価事業の実施については、府市間の連携が必要。
- 第三者評価が第2監査的なものになると本来の評価の意味がなくなる。「事業者を育てていく」という視点に立った評価でなければならない。
- 今後、第三者評価の課題・問題点を整理する必要がある。

(3)評価のスケジュール

	自己評価	利用者評価
実施期間	平成15年11月17日～ 平成15年12月15日	平成15年12月16日～ 平成16年1月15日
評価者	平成15年8月現在で京都府が事業者指定している評価対象サービスの事業者に参加応募案内を通知し、事業の趣旨に賛同し参加した事業者	参加応募のあった事業者のサービスを利用している本人又は家族(抽出数は、1事業者当たり最大25人)
調査方法	郵送法	郵送法

(4)結果公表

事業者別の評価結果は、自己評価と利用者評価の特色が分かるように、冊子にとりまとめ、区役所・支所の長寿社会課の窓口のほか、市内の在宅介護支援センターに設置するとともに、ホームページでも広く公表する予定である。(平成16年4月予定)

また、「介護保険事業者情報(エリアマップ)」において、本事業への参加の有無を表示する予定である。

【参考】 対象サービス及び参加事業者数

() 内は、平成14年度

サービス種別	事業者数	参加事業者数	参加率
居宅介護支援	350 (383)	144 (153)	41.1%(39.9%)
訪問介護	164 (175)	80 (76)	48.8%(43.4%)
訪問看護	503 (526)	42 (41)	8.3%(7.8%)
通所介護	129 (114)	75 (73)	58.1%(64.0%)
通所リハビリテーション	80 (83)	40 (48)	50.0%(57.8%)
短期入所生活介護	50 (48)	31 (29)	62.0%(60.4%)
短期入所療養介護	57 (64)	16 (18)	28.1%(28.1%)
介護老人福祉施設	46 (45)	31 (29)	67.4%(64.4%)
介護老人保健施設	28 (28)	20 (20)	71.4%(71.4%)
介護療養型医療施設	36 (37)	17 (16)	47.2%(43.2%)
合 計	1,443 (1,503)	496 (503)	34.4%(33.5%)

* 事業の参加要件として、評価者(利用者)が10名以上であることとした。

4 「京(きょう)から始めるいきいき筋力トレーニング」について

(1) 概要

介護予防を推進するために、中高年の方が、筋力の維持、向上と運動不足の解消を図りながら、家庭などでも手軽にできる運動プログラムとして「京(きょう)から始めるいきいき筋力トレーニング」を作成した。

平成15年10月から健康増進センターや保健所・支所においてリーフレットの配布を行う等普及に努めている。

(2) 内容

- ① いきいき筋トレとは(概要、効果)
- ② いきいき筋トレを始める前に(注意点)
- ③ いきいき筋トレの進め方
- ④ 準備体操
- ⑤ いきいき筋トレの実践
- ⑥ 整理体操
- ⑦ 椅子に座ってできるトレーニング
- ⑧ ながら筋トレ 等

(3) 特徴

- ① 実践者の個々の体力や健康状態に応じて無理なく取り組めるように、運動前の自己診断を行うとともに、状態を確認しながらトレーニングを進められるよう注意喚起を促す等実践者の健康面に配慮している。
- ② 家庭などでも手軽にできるよう他のことをしながらできる「ながら筋トレ」と題したメニューを作成するとともに椅子に座ってできるトレーニングを紹介している。
- ③ 体力に自信のない方や普段運動されていない方が無理なく取り組めるメニューを紹介している。
- ④ 体力的に余裕のある方に対しては、健康増進センターのトレーニング機器を使ったメニューを紹介している。
- ⑤ 現在、健康増進センターにおいてトレーニングを実践されている方の体験談を掲載し、運動を始める意欲を促したり動機づけとなるように工夫している。

(4) 紹介

- ① 健康増進センターにおいて、実演紹介ビデオの無料貸し出し
- ② 健康増進センターのホームページで実演紹介映像の発信
ホームページアドレス：<http://web.kyoto-inet.or.jp/org/h6621300>

(5) モデル実施

トレーニングメニューの効果を客観的に検証するため、平成15年度中にモデル実施を行い、結果をまとめる予定である。

(6) 問合せ先

健康増進センター

t e l 662-1300

場所 南区西九条南田町1-2

介護サービスの評価に係る政令市等の実施状況

1 政令市 (評価を実施・実施予定の政令市)

	実施開始年度	評価主体	評価方法	対象サービス	公開方法／その他
川崎市	平成16年度に「川崎市福祉サービス第三者評価事業推進委員会(仮称)」を設置し、評価項目、判定基準、評価の実施方法、体制等を協議検討する。協議検討内容に一定の結論を得た後、児童、障害者、高齢者各分野において第三者評価モデル事業を実施予定。 県下の事業者等で構成される「社団法人かながわ福祉サービス振興会」が中心となった検討会に参加(次頁参照)。				
横浜市	平成15年度「横浜市福祉第三者評価検討委員会」を設置し、評価基準、評価調査者の養成、評価機関の認証基準等について検討。介護保険施設のほか、障害児・者施設、保健所のモデル評価を実施する予定。 県下の事業者等で構成される「社団法人かながわ福祉サービス振興会」が中心となった検討会に参加(次頁参照)。				
名古屋市	平成13年度	名古屋市在宅介護サービス事業者連絡研究会	自己評価 利用者評価	・居宅介護支援・訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護	冊子及びホームページでの公開
大阪市	平成15年度実施予定	おおさか介護サービス相談センター(任意団体)	第三者評価	訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、痴呆対応型共同生活介護、福祉用具購入、住宅改修を除いた介護保険サービスを検討	公開方法は未定 国の第三者評価に係る動向を注視しながら検討を行う。
神戸市	平成12年度	神戸市消費者協会介護保険評価委員会(任意団体)	第三者評価	訪問介護・訪問看護・通所介護	冊子及びホームページでの公開
北九州市	平成12年度	北九州市介護サービス評価委員会	第三者評価	居宅介護支援・訪問介護・通所介護・通所リハビリテーション 介護老人福祉施設・介護老人保健施設	冊子及びホームページでの公開 平成16年度以降、民間へ移管
福岡市	平成14年度	介護サービス評価センターふくおか(福岡市社会福祉協議会)	第三者評価	居宅管理指導、福祉用具購入、住宅改修を除いた介護保険サービス	ホームページで公表

2 その他

	実施開始年度	評価主体	評価方法	対象サービス	公開方法／その他
社団法人 かながわ福祉 サービス振興会	平成12年度 (平成9年度から試行実施)	社団法人かながわ福祉サービス振興会	自己評価 利用者評価	居宅介護支援・訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・通所介護	冊子及びホームページでの公開

3 京都府 (モデル事業)

	実施開始年度	評価主体	評価方法	対象サービス	公開方法／その他
京都府	平成15年度	社団法人、財団法人、営利企業、NPO法人等を対象として公募を行い、平成15年度は、9機関を認定(受診事業所は、110事業所)	第三者評価	介護保険事業者について、サービス種別に関わらない事業所(組織体)を評価する。ただし、居宅療養管理指導・福祉用具貸与のみの事業者は除く	冊子及びホームページでの公開

4 痴呆性高齢者共同生活介護グループホームに係る外部(第三者)評価(京都府における実施状況)

	実施開始年度	評価主体	評価方法	対象サービス	公開方法／その他
痴呆性高齢者 グループホーム 外部評価	平成14年度	痴呆介護研究・研修東京センター 協力機関: 京都府痴呆性高齢者グループホーム協議会	第三者評価	痴呆性高齢者共同生活介護 (平成14年度中に11事業者の評価を実施／平成15年度は20事業者を予定)	ホームページでの公開

5 国(厚生労働省)の取組み

国では、主管局ごとに評価基準の検討、策定、モデル事業等を実施している。

介護サービスの 第三者評価 モデル事業	平成15年度: (社)シルバーサービス振興会において、評価の実施方法、評価基準等について調査研究を行う。 平成16年度: 全国7ブロックにおいて1次モデル事業を実施し、その結果を踏まえ全都道府県において2次モデル事業を実施する。評価対象サービスは、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、福祉用具貸与、特定施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設の7サービス 平成17年度からの本格実施を目指す。
---------------------------	--